

# 組合速報コロナ

## 第6報/速報版

2020年4月13日(月) 10時  
静岡県消防設備保守点検業  
協同組合(理事長 西川和宏)

### 組合員及び組合関係各位

- 1 緊急事態宣言(4/7・火)とその後
- 2 感染者数・死亡者数(4/12・日)
- 3 経過(追加・4/3~4/12)

内閣官房、厚生労働省、静岡労働局、静岡県、静岡市、浜松市ホームページ等が参考になります。

静岡県内の情報は、静岡県HPから探すことができます！  
<http://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19.html>

### 1 緊急事態宣言 4/7 とその後

#### ○ 緊急事態宣言(4/7・火) – 政府官報・号外第44号公示 –

新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」が、新型インフルエンザ特別措置法(平成24年・法律第31号)第32条第1項に基づき、令和2年4月7日(火)公示された。政府官報には、緊急事態措置の期間(4/7~5/6)・実施区域(埼玉・千葉・東京・神奈川・大阪・兵庫・福岡=7都県)・緊急事態の概要(速報3ページ)の3つが記載されている。

#### ○ 基本的対処方針の改正(4/7・火 第27回対策本部)

緊急事態措置の実効性を高め、爆発的な感染拡大を防ぐための改定(都道府県からの外出自粛要請等の全面的な協力など)を行った。

#### ○ 緊急経済対策の決定(4/7・火 閣議決定)

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、収入減少世帯への現金30万円給付等を盛り込んだ、事業規模の総額で108兆円程度となる緊急経済対策を決定した。

#### ○ 事業者への要請等に係る留意事項等(4/10・金 内閣府から事務連絡)

内閣府が、都道府県に対し、緊急事態宣言の発令(基本的対処方針の改正)後の「事業者指導の留意事項」及び「事業継続が求められる事業者(明示)」を事務連絡した。

#### ○ 休業要請に関する東京都との最終調整が一致(4/10・金 総理記者会見)

#### ○ 「立皇嗣の礼」の延期決定(4/10・金 閣議決定)

4月19日(日)挙行予定の「立皇嗣の礼(秋篠宮さまが皇位継承順位1位の皇嗣になられたことを国内外に広く伝える国事行為)」を緊急事態宣言等を踏まえ延期することにした。

#### ○ 基本的対処方針の変更(4/11・土 第28回対策本部)

繁華街の接客を伴う飲食店等は、特措法第24条9項に基づき、全国全ての道府県で、その出入り自粛を要請すべき旨を、基本的対処方針に新たに追加した。

#### ◎ 静岡県の対応・「第6回新型コロナウイルス感染症対策本部」(4/8・水)

緊急事態宣言等を受け、県として万全を期すことを確認し県民に協力要請した。

## 2 感染者数・死亡者数（最新 4/12・日）

- ◎ 国内の発生状況＜厚生労働省 HP・R2.4.12（日）12 時現在＞ R2.4.12(日)  
国内感染者 6,748 名（うち 98 名死亡・784 名退院）※ 静岡県/感染者 41 名  
→ 前日からの増加数； +743 名（うち +4 名） → 静岡県/ +2 名
- 国内外の感染者・死者＜世界保健機関 HP・R2.4.12（日）12 時発表＞  
感染者 1,734,448 名・死者 107,639 名 ※ 日本 6,748 名・死者 98 名  
→ 前日からの増加数； +87,734 名・+6,019 名 → 日本/ +743 名・+4 名

## 3 経過

緊急事態宣言を受け、国民全員に「最低 7 割・極力 8 割の人との接触削減」目標の下、在宅勤務や不要不急の外出自粛等の協力を要請。さらに、繁華街の接客を伴う飲食店等は、特措法第 24 条 9 項に基づいて、全国全ての道府県で出入り自粛要請を要請すべき旨を基本的対処方針に追加。緊急事態宣言の対象地域では、都府県と連携して、医療現場の負担を軽減するための取組を一層加速させる。＜4/11・土 総理発言＞

- 4.11(土) 基本的対処方針の変更（繁華街の接客を伴う飲食店等関連）

---

- 4.10(金) 「立皇嗣の礼(4/19)」の延期決定
- 4.10(金) 休業要請に関する国・東京都との最終調整が一致
- 4.7(火) 緊急経済対策（事業規模で総額 108 兆円程度）決定
- 4.7(火) 基本的対処方針の改正（都道府県からの外出自粛要請等の協力等）
- 4.7(火) 緊急事態宣言（政府官報・号外第 44 号公示）

---

- 4.1(水) 第 25 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（全国全世帯に 2 枚/住所等）
- 4.1(水) 文部科学省「新学期からの学校再開についての新たなガイドライン」策定
- 4.1(水) 第 10 回専門家会議（ここまでの状況分析と提言）
- 3.28(土) 政府が「基本的対処方針(改正特措法に基づく)」を決定

---

- 3.27(金) 新年度(令和 2 年度)当初予算の成立
- 3.26(木) 東京都知事が周辺 4 県知事と共同メッセージ「外出自粛要請」
- 3.26(木) 対策本部（改正特措法に基づく）の設置
- 3.26(木) G20 テレビ会議
- 3.24(火) IOC が東京オリンピック・パラリンピックの 1 年程度の延長を承認
- 3.23(月) 文科省「学校再開のガイドライン」を策定
- 3.21(土) 安倍総理が中小企業・小売業の団体関係者に雇用維持を要請

---

- 3.20(金) 安倍総理「新学期を迎える学校再開に向け文科省が指針作成、大規模イベント等は主催者がリスクを判断して慎重な対応」
- 3.19(木) 第 8 回専門家会議「これまでの方針を継続等」
- 3.18(水) 小学校休業等対応助成金、同支援金の申請受付開始
- 3.18(水) 政府が「生活不安に対応するための緊急措置」を決定
- 3.13(金) 改正特措法の成立（施行は 3/14・土）

---

- 3.10(火) 政府が「緊急対応策-第 2 弾-」を決定

- 3.10(火) 安倍総理「3.19(木)を目途に、対策の効果を判断。イベント開催は、今後概ね10日間程度はこれまでの取組継続を要請する。」

- 3.06(金) PCR検査(新型コロナウイルス核酸検出)が保険適用になる
- 3.06(金) 第1回水際対策強化の実施(②3/19,③3/26,④4/1)
- 3.01(日) クルーズ船関係者の全員下船完了
- 2.28(金) 文科省が「小中高校等を3/2～春休前まで一斉臨時休校」を通知
- 2.26(水) 安倍首相が「大規模イベントの2週間自粛」を要請
- 2.25(火) 政府が「基本方針」を決定
- 2.13(木) 政府が「緊急対応策-第1弾-」を決定

- 1.30(月) 政府が対策本部を設置
- 1.28(火) 新型コロナウイルス感染症を指定感染症とする政令を閣議決定
- 1.06(月) 厚生労働省が「中国武漢市の原因不明肺炎発生」を報道発表

### 【静岡県内の発生状況等】

01	02.28(金)	静岡市01	16	04.03(金)	静岡市08	31	04.08(水)	浜松市,7
02	03.10(火)	袋井市/来県者	17	04.04(土)	長泉町2	32	04.09(木)	静岡市12
03	03.12(木)	静岡市02	18	04.06(月)	静岡市09	33	04.10(金)	静岡市13
04	03.28(土)	浜松市,1	19	04.06(月)	静岡市10	34	04.10(金)	南伊豆町
05	03.30(月)	静岡市03	20	04.07(火)	榛原郡	35	04.10(金)	南伊豆町
06	03.30(月)	静岡市04	21	04.07(火)	松崎町	36	04.10(金)	長泉町3
07	03.30(月)	静岡市05	22	04.07(火)	静岡市11	37	04.10(金)	富士市2
08	03.30(月)	静岡市06	23	04.08(水)	浜松市,4	38	04.11(土)	富士市3
09	03.31(火)	富士宮市 <sub>1</sub>	24	04.08(水)	沼津市	39	04.11(土)	南伊豆町
10	03.31(火)	菊川市	25	04.08(水)	清水町	40	04.12(日)	掛川市
11	03.31(火)	富士宮市 <sub>2</sub>	26	04.08(水)	賀茂郡	41	04.12(日)	富士宮市 <sub>3</sub>
12	04.01(水)	浜松市,2	27	04.09(木)	賀茂郡	資料出所；静岡県公式ホームページ 「新型コロナウイルス感染症関連情報」		
13	04.01(水)	静岡市07	28	04.09(木)	富士市1			
14	04.02(木)	長泉町1	29	04.08(水)	浜松市,5			
15	04.03(金)	浜松市,3	30	04.08(水)	浜松市,6			

- 【県の取組】
- 02.17(月) 「静岡県新型コロナウイルス本部員会議」を設置 ➡ 基本方針を制定
  - 02.21(金) 「県が主催するイベント等に関する当面の方針」を制定
  - 03.13(金) 「本県における大規模イベント等の開催に関する考え方について」を制定
  - 03.26(木) 「大規模イベント等の開催に関する考え方」を制定
  - 04.01(水) 「静岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」を設置

### 緊急事態宣言における「緊急事態」とは？

- ・ 新型コロナウイルスにおいて、緊急事態とは「肺炎の発症頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること」かつ、「感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていること」から、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる（緊急事態を言う）。